

平成28年10月3日

厚生労働省  
労働基準局長 山越 敬一 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会  
代表理事 妻屋 明

## 労働者災害補償保険法に基づく給付等について（要望）

### 1. 介護（補償）給付の見直しを図ること

昨年「介護補償給付の見直し」を求めたところ、困難としたものの、連合会とのやり取りを経て「せき損被災者の介護を必要とする実態をよく理解・把握必要」を認め、何ができるか検討してみたいということになったと理解しています。検討の結果、どのような対応が可能か知らせていただきたい。

### 2. 適格者が確実に傷病（補償）年金に移行できるよう徹底すること

昨年「再発時の障害（補償）年金から傷病（補償）年金への切り替え手続きをスムーズにするよう求め、平成27年12月22日付け厚生労働省労働基準局補償課長通達「障害（補償）年金を受ける者が再発により傷病（補償）年金又は休業（補償）給付を受給する場合の事務処理上の留意点について」が発出された。

連合会は、再発時に限らず、適格者が必ずしも傷病（補償）年金に移行できていないのではないかと危惧している。現に労災保険を受給しているせき損者が減っておらず（おそらくは増えており）、障害の程度が顕著に下がったという情報がないにもかかわらず、傷病（補償）年金受給者の比率が一貫して低下していると思われるのである（別掲資料参照）。

この際、（1）障害（補償）年金を受給しているせき損者の等級別人数※を可能な限り過去にさかのぼって明らかにするとともに、（2）再発により傷病（補償）年金に移行した事例の把握を含めて上記補償課長通達のフォローアップを行うこと、（3）適格者が確実に傷病（補償）年金に移行できるようあらためて徹底することを要望します。

※ 労災年金福祉協会「労災重度被災労働者の介護実態等調査結果報告書」（平成4年3月）によると、せき髄による神経障害が第1級障害年金受給者の67.6%、第2級23.9%、第3級30.5%であった。

### 3. 労災保険を受給していたせき損者の死亡原因と労災上の取扱いについて調査すること

連合会のもうひとつの大きな危惧は、労災を受給していたせき損者が死亡した場合の遺族に対する遺族（補償）給付の取扱いに問題があるのではないかとということである。

（1）遺族（補償）給付の支給決定を受けたせき損者の事例数、及び、そのうち25の併発疾病以外にどのような診断事例があるかを可能な限り過去にさかのぼって明らかにしていただくか、（2）そのような情報をお持ちでない場合にはぜひ調査を行い、（3）併発疾病の見直しを含めたせき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いの改善について検討することを要望します。

表1 背髄損傷労災保険受給者総数の推計

区分 年度	当年度新規補償件数		1年以上の療養補償給付受給者の推移				療養期間の内訳				傷病補償年金受給者の推移				障害補償給付受給者				受給者総数の推計			
	前年度 未療養 中	新規該 当者 (再発を 含む)	治ゆ又 は中絶 者	死亡	傷病 (補償) 年金移 行	当年度 未療養 中	1年以 上1年6 か月未 満	1年6か 月以上 2年未 満	2年以 上3年 未満	3年以 上	前年度 未 満	新規受 給者	再発・ 等級変 更	死亡・ 失権	治ゆ	当年度 未 満	健康管 理手帳 新交付 者	健康管 理手帳 受交付 者	推計 「死亡 等」	アフォーケ ア実施件 数	推計総 数	傷病補 償年金 の割合
	①			A	②								B		③	④		C		⑤=① ②/③④	③/⑤	ABC
2002	658	427	429	366	4	75	411	147	98	83	83	92	126	139	2,532	868	8,728		135,595	12,329	20.5%	130
2003	655	411	380	380	9	75	327	127	77	60	63	101	138	130	2,458	812	8,967	573	136,273	12,407	19.8%	720
2004	649	327	401	307	2	43	376	132	89	84	71	101	138	91	2,405	732	9,208	491	136,279	12,638	19.0%	631
2005	621	376	391	346	8	51	362	144	84	71	63	89	126	93	2,356	699	9,288	619	136,465	12,627	18.7%	753
2006	676	362	454	308	7	56	445	171	111	85	78	80	141	77	2,301	593	9,395	486	136,865	12,817	18.0%	634
2007	649	445	433	347	12	80	439	166	97	95	81	70	141	77	2,263	662	9,615	442	139,094	12,966	17.5%	595
2008	646	439	406	379	7	54	405	146	88	85	86	75	150	59	2,199	682	9,883	414	141,570	13,133	16.7%	571
2009	590	406	414	369	8	76	367	123	86	68	90	53	132	52	2,173	603	10,072	414	140,411	13,202	16.5%	554
2010	665	369	382	336	3	53	359	113	97	75	74	63	142	51	2,119	607	10,410	269	136,981	13,553	15.6%	414
2011	655	362	441	316	7	59	421	165	93	86	77	46	131	59	2,050	487	10,597	(227)	137,920	13,723	14.9%	(89)
2012	630	415	417	356	7	58	411	167	78	80	86	62	140	66	1,994	477	10,637	437	134,773	13,672	14.6%	584
2013	665	415	429	395	3	73	373	145	63	76	89	42	142	43	1,943	438	10,502	346	134,793	13,483	14.4%	491
2014	652	375	455	327	9	63	431	169	90	68	104	48	150	47	1,883	376	10,407	471	132,794	13,373	14.1%	630

① 当年度新規補償件数=1年未満の療養補償給付受給者

② 1年以上の療養補償給付受給者=「長期療養者」

③ 傷病補償年金受給者

④ 障害補償給付受給者全体についての統計はある(年金受給者について次頁)が、せき損に係る内訳データは、「健康管理手帳受交付者」は、年金だけでなく一時金受給者を含む可能性がある一方で、年金受給者であっても健康管理手帳受交付者ではない可能性もあり得る。じん肺で障害補償給付受給者は基本的にないと考えてよい。

「死亡数」については、障害補償給付受給者等に係るデータがない。また、死亡事例のうち労災遺族補償給付が支給されたものに係るデータもない。